

ウェーバーにおける国家理性の理念

雀部 幸隆

目次

- 一 「国民の永続的な権力政治的利益」の追求
- 二 「国民的」と国民「主義的」との峻別
- 三 バランス・オブ・パワーの重視
- 四 「自然法的公理主義」批判
- 五 政治的機能主義

一 「国民の永続的な権力政治的利益」の追求

ウェーバーは一般に自己の拠って立つ「究極の価値」ないし「究極の立場」を明かすことを極度に嫌った人物である。とりわけかれから見て「『神聖』であるような事柄 (Dinge, die "heilig" sind) が問題となる場合」には、そうした信条の「告白」を一切拒否した(一九一八年一月一七日付のエーリヒ・トゥルムラー宛の手紙。GPS, I, Aufh. S.475. 『政治論集』六四八ページ)。その点は、かれの「青年時代の手紙」から晩年の著作や手紙、折に触れての発言にいたるまで、首尾一貫している(拙著『知と意味の位相——ウェーバー思想世界への序論』恒星社厚生閣、一九九三年、第六章第八節参照)。

だが、事柄が政治の問題となると、話はまったく違ってくる。政治の世界では、かれは自己の「究極の」立脚点ないし準拠視点を齒に衣を着せずに明確に表明することを義務と心得た。もちろん、その場合に「究極の」立脚点というの、やはり「相対的」に「究極の」ということになる。なぜなら、政治は「生」のどれほど重要でどれほど包括的な領域であるとしても、ウェーバーのいう「聖」なる領域にかかわる事柄 (Dinge, die "heilig" sind) ではなく、たんなる「相対的」な世界の事象だからである。本稿で政治の世界における「究極の」立脚点ないし準拠視點という場合には、そうした限定を付けたうえでいうのだが、ウェーバーは、第一次大戦もたけなわの一九一六年一〇月二七日にミュンヘンで行なった講演「ヨーロッパ列強の間のドイツ」の冒頭で、つぎのように述べた。

「わたしはいつも政治というものを、もっぱら国民的観点から (nur unter dem nationalen Gesichtspunkte) 考えてきた。それは対外政策に関して言えるだけでなく、政治全般についても言える。」(MWG I/15, S.161. 『政治論集』一七七

ページ。訳文は邦訳に必ずしも従っていない。以下同じ）

それでは、その「国民的観点」とは何か。それはドイツ「国民」の「永続的な権力政治的利益」(die dauernde machtpolitische Interesse der Nation)の追求という観点である(MWG I/4, 2. Halb., S.561, 同上五二ページ)。これは政治の世界において通常いふところの「国益」の追求という観点にはかならない。そして「国益」の追求は冷静かつ冷徹な考量を必要とするから——われわれの国語でも、かつては「国家百年の計を立てる」と言ったものである(もつとも、変動の激しい今日では、国家「十年」の計を立てるのも容易ではないが)——、ウェーバーはまたその「国民の永続的な権力政治的利益」のことを「国家理性」(die Staatsraison)と言い換えている(ebd. 同上)。

つまり政治に対処するさいのウェーバーの(相対的に)「究極的な価値基準」(op. 同上)は、「国益」であり、「国家理性」であった。

ところで、「国益」とか「国家理性」などという言い方をすると、いかにも古めかしいように聞こえ、そればかりか、今日のわれわれ、とくにいわゆる「戦後民主主義」の教育を受けた日本人には、それだけですでに反撥を呼び起こすに十分かもしれない。従来の「戦後民主主義」の潮流の中では、「国家」とか「権力」とかはそれ自体「悪」と見なされ、したがって「国益」とか「国家理性」などということを言い出そうものなら、その人間はそれだけで何かアグレッシヴな「国家主義者」というレッテルを貼られかねないからである。

だが、かりに「国家」や「権力」がそれ自体「悪」だとしても、もし「悪」などということを書くとすれば、そもそも「人間」そのものが「悪」なのであるから、これを如何せんである。キリスト教であろうと仏教であろうと、根底的な「人間」洞察に立脚する世界宗教は、すべて「人間」を「原罪」を背負った者、根源的な「悪業」を負ったもの、つまり「悪」としてつかまえた。ウェーバーによれば「楽観的」な人間観に立つとされる儒教でさえ、『論

「語」をひもどけば一目瞭然であるように、「仁」なるもの——汎く衆を愛すること——が如何に難しいものであるかをよくわきまえていた。カントも人間の「根源悪」に言及しているし（前掲拙著第二章参照）、キリスト教以前のアリストテレスもまたそれに近い認識を示している。『政治学』の以下の文章はその好例である。

「・・・人間は完成された時には、動物のうちでも最も善いものであるが、しかし法や裁判から孤立させられた時には、同じくまた凡てのものうちでも最も悪いものである・・・。というのは、不正は武器を持っては最も危険なものであるからである。人間は思慮や徳に仕えるはずの武器を持つて生まれてくるが、この武器は好んで反対の目的のために使用されることもありうるのである。それ故に人間はもし徳を欠いていれば、最も不虔で最も野蛮で、また情事や食物にかけて最も悪しきものである。」（岩波書店版『アリストテレス全集』第一五卷八ページ）

キリスト教的な原罪観に立つ思想家、とくにルターやカルヴァンなどのプロテスタント系の思想家なら、人間がアリストテレス的な意味で「完成」の域に達することなど不可能なことだし、「思慮」や「徳」を十全に持つこともまた到底ありえないと喝破するだろうが（やはり前掲拙著第二章ならびにその付論参照）、それにしても、「徳」を欠けば人間は最悪の獣となり始末に負えぬ存在となるという冷厳な認識はアリストテレスには見られるのであって、だからこそ「法」と「正義」とを以て人間を裁き制御する、つまり「秩序」を与える国家が必要なのだ、とかれは言うのである。そうした認識に関するかぎり、ルターであれ、カルヴァンであれ、ホッブスであれ、すべて軌を一にする。

つまり、「国家」や「国家権力」は「悪」かも知れないが、素材たる人間そのものが「根源的」に「悪」なのであって、その「根源悪」を多少とも制御し、多少とも「秩序」の溝条に引き入れるためには、いうところの「悪」を以て「悪」を制する以外に手だてはないのである。これは何千年らしいの——いや、もっと気の遠くなるほどの永い歳

月の——人間の経験である。それではなぜ人間はそのように「原罪」を負い「悪業」を背負った存在なのであろうか。それは知ることができない。「根源」は覆われている。何でも合理的に解明できるわけではないのである。これがカントの——およそ「非合理主義」などという誹りからは縁遠いはずのあのカントの——「物自体」論の教えるところであった（前掲拙著第二章参照）。ウェーバーのベルリン大学における「政治学」の師であったハインリヒ・フォン・トライチユケもその『政治学』の講義の中で述べている。「歴史の最大の謎はその始源と終局とにひそんでいる。」（Heinrich von Treitschke, *Politik*, Bd. 1, 4. Aufl., Leipzig 1918, S. 16）

にもかかわらず、永い永い人間の経験からして、人間はみずからをそのように「根源的」に「悪」なるものとして捉える以外にはない。その経験にもとづく洞察がキリスト教や仏教などの世界宗教の中に結晶しているのである。カントは——ホッブスでもロックでも、それからまた先引のトライチユケでも同様だが——そうしたキリスト教の教説を受け容れた。

それゆえ「国家」や「国家権力」というものは、それ自体「悪」であろうとなかろうと、人間にとって不可欠なものであり、人間存在の本質を構成する。人間は国家を離れて生息することができない。だからまたアリストテレスは人間を「政治的動物」と呼んだのであり、その延長上につきの名言を吐いたのである。「国家的な」共同生活を必要としないもの、またはすでに全く自足して共同生活を必要としないものは、・・・野獣であるか、そうでないなら神である。」（前掲書同上）

だとすれば、「政治的動物」としての人間は、いたずらに「国家」や「国家権力」に反撥するのではなく、それらのものをかれらの「共同生活」の所与の条件と課題とに照らして如何に適合的に作り上げ改造するか、に意を尽くすほかはないだろう。

まさにそうした人間の営みに基準を与えようとして、アリストテレスは、古代ギリシア史一千年間の政治的経験を総括しながら、有名な国制論を展開したのであった(同上二〇五ページ以下)。

かれは、周知のように、国家の主権にあずかる者が一人であるか、複数だが少数であるか、さらには多数であるかに従って、それぞれ「王制」(バシレイヤ)、「貴族制」(アリストクラティア)、「国制」(ポリテイヤ)の区別を設けた。この最後のものは他のすべての国制(ポリテイヤ)と名称を同じくするが、これは古代ギリシアにおけるウェーバーのいわゆる「重装歩兵民主制」に対応する国制であり、重装歩兵たる多数の戦士階層が優勢を占め(「市民」)「公民」資格は土地所有と武装自弁の能力とである)、かれらがその国政に参与する国制である。だからそれは「多数制」といっても良いだろう (cf. E. Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, Dover Books, p.311)。

これらの国制はいずれも、それがおよそ「国民共通の利益」を追求するかぎり——この点が重要である——、一般的な正義にならっており、それゆえ「正しい国制」である。だから個々の政治体(アリストテレス時点ではもちろんポリス)がそのうちどれを選択するか——場合によっては混合政体もありうる。それどころか、ポリビュオスなどは「王制」「貴族制」「多数制」(これはアリストテレスの上記第三の範疇「国制」である)の混合形態こそが最善最安定の国制だとした(平凡社版『西洋思想大事典』第四卷三六三ページ)。そうした見解は、後世、カルヴァンなどにも踏襲されている。ただしカルヴァンの場合には、かれのジュネーヴの都市国家は共和制であったから、理念的には「貴族制」と「多数制」(カルヴァンにおいては「市民政治」と称せられる)との混合政体がよしとされた(新教出版社版渡邊信夫訳カルヴァン『キリスト教綱要』第四卷二三九ページ)——は、所与の諸条件と各政治体の解決すべき課題の如何による(なお、この点については、現代ドイツの国制史家エルンスト・ルドルフ・フーバーの *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd.6, Kohlhammer 1981, S.28f. を参照のこと。なおこのシリーズは以下 DVfG と略称し、巻数は DVfG6 などと数字だけを

最後に付けることとする）。

だが、政権にあずかる者が己の（あるいは自分たちの）私利私欲の追求に走るなら、上記の国制はそれぞれ国制の正道を踏み外したものとなり、「王制」は「僭主制」（ティランニス）に、「貴族制」は「寡頭制」（オルガルキヤ）に、「国制」（多数制）は「民主制」（デモクラティヤ）に、転落する。

「僭主制」は「王」ないし「君主」の私的利益を追求するものであり、「寡頭制」は「貴族」や「富者」など少数者の私的利益を追求するものであり、「民主制」は「多数者」である「民衆」の多数の私的利益を追求するものである。この最後のものはいわゆる「オクログラティヤ」（手元にあるウェブスターの *New Twentieth Century Dictionary*, 2:Ed.によれば、「衆愚政治」、「オクロス」= crowd, mob の「クラティヤ」、すなわち *government of the mob, mob rule*）であつて、多数者の私的利益の追求は、どこまでいってもルソーのいわゆる多数の「特殊意思」であり、それはどれだけ合算されても政治体の全体的利益、公益、国益、つまり「一般意思」にはならない。たとえば今日のわが国の「族議員」による「族政治」、利益還元=利益誘導型政治、つまり「利益政治」は、まさに「多数者」の「特殊意思」を追求する「オクログラティヤ」である。なお古代ギリシアのポリスにおける「利益政治」の実態に関しては、筑摩書房版ヤーク・ブルクハルト『ギリシア文化史』第一巻二九一ページ以下の行論に、その詳細がうかがえる。

この利益政治が、ジェラルド・カーチス『日本の政治をどう見るか』（NHKブックス、一九九五年）のいうように、デモクラシーの必然的な構成要素の一つであると考えられなければならないとすれば（同一〇九ページ以下）、われわれもデモクラシー礼讃を以て能事終れりとするのではなく、アリストテレスらしい古典的政治思想家たち——そしていづれ明らかにするように、わがマックス・ウェーバーの——ひそみにならつて、デモクラシーのアポリヤとそれから脱却する途とを真剣に追究せねばなるまい。

それはともかく、以上、縷々述べた所から明らかなように、「国民の永続的な権力政治的利益」、つまり「国益」の追求を第一義とし、そのための国策を徹徹賢明に追究する「国家理性」を重視するウェーバーは、「戦後民主派」的発想からすればいかにもあれ、「王制」であろうと「貴族制」であろうと「多数制」であろうと——多分それぞれの長所を結合した「混合政体」が一番望ましいのだろう。これは人類古来の知恵である。先まわりしていえば、ウェーバーもまたそれを目指そうとした。それがかれのいう「指導者民主制」である——、政治的共同体の全体の利益、公益、国益を追求する国制こそ（E・R・フーバーのいう ein dem Gemeinen Wohl dienender politischer Verband である。A.a.O., S.20）正しい国制であるという、アリストテレスらしいの政治学の正統的観点を受け継いでいるのである。

ウェーバーは、のちに見るように、自分にとっては国家形態や統治形態（これまでの文脈でいえば国制）の問題など実は技術的問題にしかすぎず、要は「国益」第一の観点から、その問題はドイツの所与の諸条件（歴史的地理学的諸条件）とドイツ国民の当面する内外の諸課題とに照らして解決されればそれで良いなどと述べているが、この観点なども、アリストテレスやポリビュオス、カルヴァンらの古典的な政治学的見地にならったものである。

以上、「国益」とか「国家理性」などといえれば引つかかる向きも多いことであるから、やむなく若干の注釈を試みた。本題に戻ろう。

さて、本稿冒頭に引いたウェーバーの発言は、若いときのフライブルク大学教授就任講演においてなされたものだが（「国民国家と経済政策」一八九五年）、この基本的見地は、「ドイツ将来の国家形態」（一九一九年初め）のつぎの一節が示すように、かれにおいて終生変わることがなかった。「国民の利益と課題とは、われわれのあらゆる感情に一切（urnhoch）優先する。同様にまたそれは、およそ政治形態の如何に関するあらゆる問題に一切（urnhoch）優先する。」（MWGI/16S.99, 同上四九五ページ以下）

しかもこの「国益」の追求が他の一切の考慮に優先するというかれの独特の強調の仕方、フライブルク大学時代らしいものである。当時——のちになってからも——、かれはドイツ国民の「政治的成熟」を喫緊の課題と見なし、そのために八方手をつくす必要を強調していたのだが、その関連で（国民諸階層ならびに諸政党の「政治的成熟」の度合に関して）かれはつぎのように述べていたからである。「われわれは、かれらが国民の永続的な経済的政治的権力利害が他の一切の考慮に優先するという命題をどれほど心得ており、どこまでその命題を現実に実行に移せるかを問題にすることによって、かれらの政治的成熟の度合を測るのである。」（MWG I/4, 2:Halb. S.565. 同上五五ページ）

ところでフライブルク大学時代のウェーバーは、のちに「古典的帝国主義の時代」と呼ばれるようになった時代の人間にふさわしく、「ドイツの国旗が大洋の彼方のあちこちの海岸にはためく」ことが「国家理性」の命ずるところと見なしており（ebd. S.570. 同上五九ページ）、「この地上でどれだけの支配圏を確保して、それをわれわれの子孫に遺してやれるか」が「子孫にたいするわれわれの責務」だと考えていた（ebd. S.560. 同上五一ページ）。

その観点から、かれはまた一八九八年以降ティルピッツ海軍提督の主導のもとに推進されるドイツの艦隊増強政策を積極的に支持した（一八九七年二月の「アルゲマイネ・ツァイトウング」紙の艦隊アンケートに答える）を見よ。Ebd. S.671ff. 同上六八ページ以下）。

ウェーバーがそうした艦隊増強政策を必要と考えたのは、海外市場の獲得をめぐる列強の角逐がいまや軍事力に物言わせた赤裸々な権力闘争の時代を迎えるにいたった、とかれが判断したことによる。

「市民的体制のもとに組織されたすべての文化諸国民は、それぞれ貿易拡張政策の追求にしのぎを削っているが、その結果、避けがたい諸国民間の争いは、一見平和な競争の外観を呈する中間段階をへて、いまや確実にふたたび

つぎの時期を迎えるにいたった。すなわち、各国民に帰属する地上の経済的支配圏の大きさを決定するにあたって物を言うのは、したがって各国民の住民諸階層、なかんづく労働者層の稼得の大きさを決めるにあたって物を言うのは、もっぱらただ権力あるのみという、そういう時期である。この事実を見損ないうるような者は、ただの政治的音痴か、それとも度しがたい楽道家ぐらいなものだろう。」(Ebd., S. 671. 同上六八ページ。強調は原文。以下断りないかぎり同じ)

こうしたウェーバーの発言は、ヴォルフガング・モムゼンらしい、しばしば「帝国主義者」ウェーバーの面目躍如たるものとされる発言である (vgl. W.J.Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 2. Aufl., Tübingen 1974, 邦訳未来社版『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1890～1920』I・II)。

たしかにウェーバーの文章は、今日のわれわれの感覚からすればあまり穏やかな文章ではない。だが穏やかでないといえ、そもそもかれの生きた時代が穏やかではなかったのである。かれの生きた時代は「古典的帝国主義の時代」であり、列強の「帝国主義的」対立が第一次大戦となって破裂した時代であり、その結果かれの祖国が苦難の再出発をよぎなくされた時代である。この戦争をはらむ「帝国主義」の時代にあつて、「国民の利益と課題」とを真剣に追求しようとする者が、二度の世界大戦とその後の様々な悲惨な局地戦争とを経験して、もはや「帝国主義的」利益の追求など可能でもなければ得策でもない時代に生きる人間と同じ言葉で語ることができないのは、当然である(だが、世界は今でも「博愛主義」に満ちているわけではない)。

列強の「帝国主義的」角逐のまっただなかにあつて、その一角を構成する国の人間が、自己一身の個人的信条ないし志向の表明をこととするのでなく、国民全体の運命に責任を負う立場ないし観点に立つて「国益」を追求しようとする場合、その仕方は「帝国主義的」対立の流儀にしたがうほかはないだろう。

この時代に「帝国主義者」でなかった人間は、空論的平和主義者か空論的国際主義者、あるいは「ヒューマニスティック」な作家や評論家などの「非政治的人間」、そうでなければ「帝国主義戦争を内乱へ」と呼号したレーニンらのポリシエヴィキぐらいなものである。そのレーニンたちにしても、ウェーバーの観点からすればやはり「帝国主義者」であった。なぜなら、かれらは「世界革命」を標榜し、コミンテルンを結成して西欧諸国、とりわけドイツでプロレタリア革命を惹き起こすために可能なことと可能でないこととの一切を試みたからだし、まだ自国で自分たちの課題の解決にまともに着手もしないうちから、早くも他国の運命に口出ししようとする者は、絶対主義者だろうと自由主義者だろうと社会主義者だろうと、ウェーバーに言わせれば、すべて「帝国主義者」だからである（「ロシア革命と講和」一九一七年五月。MWG I/15, S.294f. 雀部幸隆・小島定訳『M・ウェーバー ロシア革命論Ⅰ』名古屋大学出版会、一九九七年、一七九ページ。同趣旨の発言は一九一八年二月初めの「国内情勢と対外政治」にも見られる。Bot. S.405. 『政治論集』五二五ページ）。なお、独ソ不可侵条約締結後のソ連が名実ともに「ソヴェト帝国主義」の様相を呈したことは、改めて指摘するまでもないだろう。

それゆえ、ヴォルフガング・モムゼンのようにウェーバーを「帝国主義者」呼ばわりするのは実際にはあまり意味がない。のみならず、それは、みずからは後世の安全圏——本当はそんなものはない——に身を置いた者の安易な道徳主義的裁断とさえないえよう（事実モムゼンは、前掲書の「日本語版へのまえがき」において、自分はナチズム前史を「批判的に審判する道徳的課題」に照らしてウェーバー研究と取り組んだと述べている。前掲邦訳Ⅰ、iページ）。

ところでウェーバーは、右に見たように、フライブルク大学教授就任講演では、ドイツの国旗を非ヨーロッパ地域の各地に翻^{ひんげん}とひるがえらせ、地球上の一定地域にドイツの「権力的支配圏」を確保することがドイツ国民国家の「子孫」にたいする責務などと、今日のわれわれからすれば物騒な物言いをしたけれども、別稿で詳述するよ

うに、その後のかれの具体的な対外政策論や第一次大戦期の戦争政策論を仔細に検討すると、かれがいわゆる「帝国主義者」とはむしろ正反対の志向の持ち主だったことが直ちに判明する。

かれには「市民的」資本主義の観点からする「帝国主義」批判があるし『経済と社会』第五版第八章第四節ならびに「ドイツにおける選挙法と民主主義」、第一次大戦中には、かれは民衆の物取り主義をも含めて「帝国主義的」戦争目的を断固として拒否した（拙稿「第一次大戦とウエーバー」(二)、本誌第一一〇号、一九八六年六月、四〇一ページ以下)。

たとえば一九一五年二月二五日付のハインリヒ・ジューモン宛の手紙にはつぎのように述べられている。「なによりも肝心なことは、わが国民の間に広がっている色んな『期待』と『欲気』とを押し込むことです。」(GPS, I, Aufl., S.400. 『政治論集』六二九ページ)

この大戦中に燃え上がった「大衆」の「物取り主義」の体験にも裏づけられて、ウエーバーは『経済と社会』(第五版)の第八章第四節につきのように書く。「小ブルジョア層やプロレタリア階層の平和愛好心は、経験上、思いのほか恃むに足りないことが多いが、その理由は、．．．一つには、あらゆる未組織『大衆』がいちじるしく感情に動かされやすいことによるものであり、一つには、戦争によって何か思いも寄らないチャンスが訪れるかも知れないという漠たる期待がかれらの間にきざすことによるものであり、また一つには、他の利害関係者たちとはちがって、『大衆』が自分たちにはあまり賭けるものがないと考えやすい、という事情によるものである。」(WuG, 5. Aufl., S.527. 浜島朗訳『権力と支配』みすず書房、一九六五年、二〇六ページ以下)

そして最後に敗戦後には、ウエーバーは、もはやドイツが「帝国主義の夢をきっぱり捨て」、「徹底的な非軍事化」を遂行して、軍隊制度に関しても、「国際協定にもとづき純粹に防衛だけにたずさわる市民軍制度」へ移行するよう提言した(「ドイツ将来の国家形態」 MWGI/16S.110f. 『政治論集』五〇三ページ)。

こうした諸点を勘案すると、かれの同時代人であるオットー・ヒンツェが一九二八年にウェーバーを回顧して書いた「マックス・ウェーバー」の中のつぎの一節は、ウェーバー政治論の全体的特徴を正しく言い当てたものとして、一読に値する。

「ウェーバーの政治的見解と志向との中心にあったものは、かれが好んで『国家理性』という古風な言い方で特徴づけたところのものであった。つまり、国民的な権力政治がそれである。それは威信要求や併合願望とは何のかわりをも持つものでなく、ドイツ民族の偉大さと特質とを守り、とりわけまた労働者大衆に働き甲斐のある労働機会を保障してやることを目的とするものであった。かれは、まさにそうした国民的な権力政治の感覚を有しているかいなか、またそれをどの程度有しているかこそが、政党の政治的成熟度を測るバロメーターになると考えていた。」
(Otto Hintze, *Soziologie und Geschichte, Gesammelte Abhandlungen zur Soziologie, Politik und Theorie der Geschichte*, Bd. 2, 3. Aufl., Göttingen 1982, S. 151.)

この文章は本節で筆者の述べたことを要約してくれてもいる。一言付け加えておくと、「国家理性」という「古風な言い方」は見直されて然るべきだろう。というのも、ヒンツェがこの文章をしたためたワイマル時代（とくにその末期）のドイツと現在のわが国とは、事情こそちがえ、この「国家理性」の欠如に悩んだからだし、悩んでいるからである。

ワイマル共和国の政党政治家たちは、ウェーバーの危惧し、憂慮したとおり、その大多数が、「国家理性」の見地を最優先させ、それを断固として、また賢明に貫くすべを心得ていなかったがために——すくなくともそれが大きな主体的要因の一つとなって——、国民の既成政党不信、民主共和国不信を招き、ヒトラーとナチスとに乗ずる隙を与えたのであった。

そうした問題情況の一端はハインツ・ヘーネのつぎの記述からもうかがえる。

「ワイマル時代には——引用者」どの政党も、純然たる利益代表であつて、各党首脳にとつて問題となるのは支持母体の利害に関係したことだけである。彼らが入閣したとしても、もし内閣の不人気な政策のために支持母体から不評を買いそうになったら、支持者たちをいらだたせる前に、さつさと閣外へ飛び出すという具合である。政党にとつて政権に加わつて与党となることは、追求に値するほどの目標ではなかつた。与党となるのは往々にして、党の利益が危機にさらされ、ライバル党から攻撃を受けた時の自衛手段でしかなかつた。例えば社会民主党は、プロレタリア階級の利益を守るためには、与党と野党のどちらになるのが有利かについて、ついで統一の見解をもてなかつた。……社会民主党が与党になつたのは、党にとつて最悪の事態になりそうなのを回避するために、たまたま『消極的な与党』という選択をしたのに過ぎない。ワイマル共和国には、いかなる時にも真の与党は存在せず、存在していたのは野党だけである。」（ハインツ・ヘーネ『ヒトラー 独裁への道——ワイマル共和国崩壊まで』朝日選書、五十嵐智友訳、一九九二年、四八ページ）

つまり「ワイマル民主主義」は、アリストテレスのいう「民主制」、古代ギリシア人のいわゆる「オクログラティヤ」に墮す「民主主義」一般のデイレンマに深く絡め取られていた、ということになる。

「神はその滅ぼさんと欲する者を先ず狂わす。」これはウエーバーが第一次大戦中にアメリカの対独参戦を誘発するきっかけとなつたドイツ軍部の「潜水艦作戦の強化」にさいしてフリードリヒ・ナウマンに宛てて書いた手紙の一節である（一九一六年二月七日付。GPS, I, Aufl., s. 480. 『政治論集』六三二ページ。なおウエーバーは、同年三月に執筆した「潜水艦作戦の強化」の中で、この時期になつて「初めてわたしは祖国の将来に関して本気になつて不安をいだくようになった」と述べてゐる。MWG I/15, S. 122. 同上（一七三ページ）。この言葉は、さらに強められた意味で、ワイマル期の政党政治家や

軍人、官僚、そしてさらには一般国民にも、当てはまるだろう。

他方、現在のわが国では、政治といわず、経済といわず、社会といわず、国民の精神生活といわず、国民生活のあらゆる領域における国際的国内的な（広狭両義の）危機管理機能の欠如が露呈されているが、私見によれば、その重要な一因は、疑いもなく、戦後のわれわれ日本人がアメリカの核の傘の下で「一國平和主義」の夢を追い、「高度経済成長」や「バブル経済」に酔うなかで、「国家理性」という政治の要諦を没却してしまったからである。危機は何もファシズムのようなドラスティックな形をとって訪れるとは限らない。それは、国民の総「平和ほけ」・総「欲ほけ」・総「ノーテンキ化」現象が、あたかも全身に毒が回るように、病膏盲こうこうに入るといふ形をとつてもやつてくるのである。

一 「国民的」と国民「主義的」との峻別

だが、ウェーバーの具体的な対外政策論やワイマル共和国の政治体制（とりわけその大統領制）とのかかわりの問題は、また稿を改めて論じなければならない。ここではさしあたり、ウェーバーの政治への基礎視点を考えるうえで従来あまり問題にされてはこなかった重要な論点に、読者の注意を促すこととしよう。

それは、ウェーバーが政治的には「国民的」（ナショナル）観点に立つことをみずから公言し、「国民的権力政治」を追求したことは前述のとおりだが、それでは果たしてかれは「国民主義者」（ナショナリスト）であったか、すくなくともその自己理解において、かれはみずからを「国民主義者」（ナショナリスト）と考えていたかという問題で

ある。

なにを愚かな、ウエーバーがナシヨナリスト、それも熱烈なナシヨナリストだったことは周知のことだ、と言われるかも知れない。

しかしナシヨナリズムというのは、それが近代において初めて大衆的な形を取って姿を現したフランス革命らしい、要注意品である。それはウエーバーが目指したような冷静冷徹な「国家理性」の立場と相容れるか。

そうした疑問をいだいてウエーバーの著作をよく読んでみると、実はウエーバー(すくなくとも成熟期のウエーバー)が「国民的」と「民主主義的」とを明確に区別していることに気づくのである(ただしかれの若いときのフライブルク大学教授就任講演では、「われわれ経済的な民主主義者」という表現が見られる。MWG I/4, 2.Halb.: S.565:『政治論集』五五ページ)。

典拠は一九一七年五月の「ロシア革命と講和」である。かれはそこでつぎのように述べている。「最後に、チヘイゼその他の並行政府の指導者たちになるほど主観的には善意の持ち主であり、尊敬に値することは疑いを容れないところである。だが、かれらは『インテリ』である。そして、これまでのわれわれの長年の経験からすると、ロシアのインテリは、どの党派に属してしようと、国家権力の一端にあずかつたら最後、『民族的』『ナツィオナル』になるばかりか——これはどんな国のどんな急進党派にも見られることである——、民族主義的、『ナツィオナリスティッシユ』になり、帝国主義的『インペリアリスティッシユ』になる。そのとる形態は様々だが、このの本質は変わらない。」(MWG I/10, S.294. 前掲邦訳『ロシア革命論』I、一七八ページ。なお同趣旨の発言は一九一七年四月二二日付のフリードリヒ・ナウマン宛の手紙にも見られる。GPS, I.Aufl. S.469.『政治論集』六四一ページ)

ここにいう「並行政府」とは、いわゆる二月革命後のロシアの二重権力情況のもとで、正規の政府である「臨時

政府」と並んで、首都の権力を事実上半ば掌握した「ペトログラード・ソヴェト」を指す。チヘイゼは当時その議長であった。だが、こうした史実そのものはいま関係がない。またチヘイゼらにたいするウェーバーの評価の当否もここでは問題外である。

要はここでウェーバーが「ナツイオナル」(national)と「ナツイオナリス、テ、イ、ツ、シュ」(nationalistisch)と「インペリアリスティッシュ」(imperialistisch)とを区別していることである。そして文脈からして後二者がネガティブなニュアンスで語られていることは明白だろう。

「インペリアリスティッシュ」がネガティブな評語であることは言うまでもないが、「ナツイオナリス、テ、イ、ツ、シュ」なる語もまたここではネガティブな価値評価を込めて語られている。そうでなければウェーバーは、わざわざnationalistischの第二音節のistisch——これは日本語ではまさに「主義的」に当たる——をイタリック体にはしなかっただろう。

これはウェーバーが、自分は自他ともに認める「ナツイオナル」な観点の持ち主だが、「インペリアリスト」でないことはむろんのこと、「ナツイオナリスト」でもない、「ナツイオナル」(「国民的」)であることと「ナツイオナリスティッシュ」(「国民主義的」)であることとは明確に区別されるべきだ、と言おうとしているものにはかならない。

なお、右の「ロシア革命と講和」では、筆者は「ナツイオナル」と「ナツイオナリス、テ、イ、ツ、シュ」とにそれぞれ「民族的」と「民族主義的」との訳語を当てたが、これはこの文章の前後関係からそうしたことであり、「国民的」と「国民主義的」と訳しても一向に差し支えない。本稿の文脈では後者の訳語を採用したが、それは、ウェーバーが自分はいつともnationalな観点から政治を見てきたという場合——かれの議論はそこから始まった——その

national を「民族的」と訳すよりも「国民的」と訳すほうが、内容からいっても日本語の語感からいっても、この場合にはよりふさわしいと考えられるからであり、そうすると、釣り合いからいっても、nationalistisch には「国民主義的」という訳語を当てるのが、言葉の自然な流れとなるからである。

だが、そうした修辭の問題にこだわることなく、事柄をもつと即物的に考えると、やはりこの場合にも nationalistisch には「民族主義的」という訳語を当てたほうが適當なのかも知れない。というのは、「民族主義的」という日本語は「国民主義的」という日本語よりも——奇妙な言い方だが——より中立的なニュアンスを持っているからである。というよりも、すくなくとも「民族主義的」は「国民主義的」にくらべ、肯定的、否定的両様のニュアンスで用いられることができる。日本語の語感からして、われわれは肯定的な意味を込めて「民族主義的」と言うこともできるし——たとえば一九五〇年代前半の「バンドン精神」盛んなりし頃の日本の「左翼」系ないし「進歩派」系の論壇では、しばしばそうであった——、否定的な意味を込めて、だから冷たく突き放す態度で、すくなくとも距離を置いて、「民族主義的」ということもできる。だが、われわれが「国民主義的」と言う場合には大抵は論者の側で肯定的なニュアンスを込めてそう呼ぶのが普通であり、nationalistisch なものを突き放して表現しようとする場合には、われわれは「国民主義的」という日本語を使わないのが通例である。その意味で「民族主義的」は「中立的」だが、「国民主義的」は「中立的」でない。後者の含意はポジティブな方向に偏っている。だから、ウェーバーが nationalistisch を national から区別し、しかも前者に否定的な含意をもたせて、その言葉を使っている場合に、日本語の語感としては、「国民主義的」の訳語は実は使にくいのである。

だが、原文で national と nationalistisch とが並べられたときに、翻訳としては「国民的」と「民族主義的」とするのはアンバランスで、さしあたって背後にある事情を知る由もない一般読者の脳裡にも収まりが悪いので、「国民的」

と「国民主義的」と対句にする以外にはない（それとも「民族的」と「民族主義的」とするかである）のだが、しかし右の難点は残るから、ここでは「翻訳」という独特の制約もないことであるから、原語の日本語への字義どおりの置き換えという意味での忠実さは犠牲にすることにはなるが、*nationalistisch*を国民「主義的」とでも言い表せばよいだろう。それなら「国民主義的」に付着する肯定的な日本語のニュアンスは消去され、*nationalistisch*というウェーバーの原語に込められている否定的なニュアンスを一層間違ひなく伝えることができるだろう。それゆえ、以下においては *national* と *nationalistisch* とを「国民的」と国民「主義的」と言い表すことにする。

それでは、なぜウェーバーは *national* と *nationalistisch* とを区別し、後者に否定的な含意を持たせたのであろうか。遺憾ながらウェーバーはその点に関して直接立ち入った説明を加えていない。しかし、その理由は、一般にウェーバーという人が「主義」や「イデオロギー」にこだわることを拒否した人物であることを考え併せると、理解できないわけではない。この点についてもかれのロシア革命論の一文は示唆を与えてくれる。ただし、そのロシア革命論というのは一九一七年のそれではなく、一九〇五年のそれである。

かれは、一九〇六年二月『社会科学および社会政策雑誌』第二巻第一号に発表した「ロシアにおける市民的民主主義の状態について」で、つぎのように述べている。「およそ急進主義にかぎらず、主義主張にこだわるあらゆる政治家につきものの愚行は『好機を逸する』しか能がないことだ、とはよく言われることである〔ビスマルクの言葉——引用者〕。これは確かに当たっている。云々」(MWGI/10, S.263; 邦訳前掲『ロシア革命論』I、二二八ページ)

このあとドイツの自由主義派がいわゆる「新時代」（一八五八―六二年）の時期のプロイセンにおいても「新航路政策」時代（一八九〇―一九四年）のドイツ帝国においても、いずれも主義主張にこだわるあまり、いかに「好機を逸した」かが例証され、さて、それでは一九〇五年のロシアの自由主義派の場合はどうかとの考察が続くのだが、こ

こでもそうした史実そのものよりも、ウエーバーが政治の世界において「主義主張にこだわる」ことの愚を戒めたビスマルクの警句に賛意を表している点に留意してもらえばそれでよい。

「主義主張」にこだわる者は政治の世界において「好機を逸する」という「宿命的な愚行」を犯す。のみならず「主義」へのこだわり、とりわけ「ナシヨナリズム」という、大衆の熱狂を不可避的に誘発し、しばしばかれらの物取り主義と威信感情とを鼓吹する、「主義」へのこだわり、あるいは惑溺は、その時々々の「国民の利益と課題」とが何であり、またそれを如何にして実現し解決するかに関する冷静かつ冷徹な認識、つまり「国家理性」を曇らせる。それゆえ人は「国民」の一員として当然「国民的」観点に立つべきだが、国民「主義的」である必要はないし、またそうあるべきでもない。国民「主義的」であることは実は往々にして「国民的」であることを妨げるのである。わたしは「ナシヨナル」ではあるが「ナシヨナリスト」ではない。これがウエーバーの考え方の筋道であったように思われる。

ところで、この「ナシヨナリズム」と「国家理性」との関係をめぐる問題を考えるにさいして示唆に富むのが、ゲルハルト・リッター（一八八八—一九六七年）の見解である。リッターは二度の世界大戦を経験し、二度にわたるドイツの破局と悲劇とを体験して近代ドイツの運命と「国家理性」の問題とに深い考察をめぐらした歴史家で、第二次大戦中にはドイツ国防軍将校や政府高官を中心としたグループの反ヒトラー抵抗運動とかかわり、一九四四年七月の同グループによるヒトラー暗殺未遂事件にも連座して投獄された人物である。そのかれが『ドイツ問題——過去と現在におけるドイツ国家生活の根本問題』（初版一九六二年）の中でナシヨナリズムについて以下のように述べているが、これは「国民的」と国民「主義的」とを区別するウエーバーの観点といみじくも符節を合するものである。「ナシヨナリズムとは、一面的に尖鋭化し、尊大なまでに自意識過剰となった政治的な国民意識である。そうした

精神態度が大量現象として出現したのは、大衆を政治の世界に引き入れたフランス大革命らしいことである。」

「われわれの見るところでは、ナショナリズムは、いついかなる場合にも、決して平静で落ち着いた国民意識の表現ではない。それは、苛立ち、あたかも何もものかに追い立てられたかのように不安に駆られ、激昂した国民意識の表現である。ナショナリズムが国民の間で露骨な高揚を見せるとき、大抵はその国民意識の深層に何らかの言い知れぬ不安が潜んでいる、と見て差し支えないだろう。ナショナリズムの長期的持続は国民意識が病んで危険な状態にあることの証拠である。それは国民精神の慢性的な痙攣状態であって、やがてその国民の存立を危うくするものとなる。ナショナリズムの一時的な高揚は、たしかに国民の健全な生存意思の現われと見なすこともできようが、しかしその場合にも、ナショナリズムが平和を危殆に陥れる様々な反作用を誘発することが、忘れられてはならない。なかんづくそれは、あまりにも容易に健全で冷静な国家理性（die gesunde, nüchterne Staatsvernunft）を曇らせてしまうのである。」（Gerhard Ritter, *Das deutsche Problem. Grundfragen deutschen Staatslebens, gestern und heute*, 2. neu durcharbeitete und erweiterte Aufl., München 1966, S.55f.）

「国民的」と国民「主義的」とを区別するウェーバーやゲルハルト・リッターのこうした見解は、かれらの同時代人でもあったフリートリヒ・マイネッケにも見られる。かれもまたドイツの第一次大戦敗北の諸原因を考察した「旧新ドイツにおける国民的観念」（一九一九年二月）の中で特にドイツの対英戦争を抜き差しならぬものとさせた対英「建艦競争」に触れ、健全で生き生きとした「国民的」理念と威信問題にこだわる「ナショナリズム」とを区別し、政治の世界では威信「感情」（die Empfindung）ではなく「端的な国家理性」（die nackte Staatsraison）が勝ちを占めなくてはならぬ、と述べているからである。「われわれは、権力問題においては、感情ではなく、もっぱら端的な国家理性が事を決するものでなくてはならぬということを忘却していた。そしてその国家理性は、ドイツの一時的な

威信喪失という代価を払ってでも、イギリスとの戦争を回避することを命じていたのである。」(Friedrich Meinecke Werke, Bd.9, Stuttgart 1979, S.614. Auch vgl. S.616.)

なお、最近、ヴォルフガング・シュルフターもまた、現在ドイツで刊行中の『マックス・ウェーバー全集』第一部第一七卷(「職業としての学問」および「職業としての政治」収録)への編者序文の冒頭で、典拠の指示を欠くとはいえず、ウェーバーが「ナショナル」ではあったが「ナショナルリスト」ではなかった、ましていわんや「シヨヴィニスト」(Chauvinist)ではなかった、と指摘している(MWG I/17, Herausgebers Einleitung, S.1, Anm.2)。

三 バランス・オブ・パワーの重視

「国家理性」の冷静な考量は、対外政策の領域では、当然、列強間の力関係のバランスを重視する観点を要請する。これは政治を道徳主義的ないしヒューマニスティックに捉える見方からすると——ウェーバーはそうした見方を拒否する——「つまづきの石」となる観点だが、ウェーバーは、以下に見るように、「古典的帝国主義の時代」にあって、ドイツが列強の海外進出(当時の言い方では「世界政策」)の規模と質とに見合う適切でバランスの取れた海外進出に「世界政策」を時機を失することなく大胆に展開することこそが、ドイツの「経済的政治的権力政治的利害」の観点からして重要なことはもとよりのこと、ヨーロッパのバランス・オブ・パワーの観点からしても、列強の破局的対立を回避するためには、むしろ必要なことと考えていた。

ウェーバーの見解では、どの国にもそれぞれその国に与えられた歴史的運命というものがある。たとえばドイツ

は、「世界政策」の領域で、スイスやベルギー、オランダなどと同一の行き方をすることはできない。「七〇〇万の国民」（ドイツ）と「七〇〇万の国民」（スイス）とは、歴史によつて与えられた運命が違い、それゆえ歴史において果たすべき役割もまたおのずから異にせざるをえないからである（「ヨーロッパ列強の間のドイツ」一九一六年一〇月。MWGI/15, S.194.『政治論集』二〇一ページ）。

もちろん、だからといって「七〇〇万の国民」が「七〇〇万の国民」なるがゆえに「七〇〇〇万の国民」とくらべて『価値』が低いとか、歴史の法廷でそれだけ『重要』でないと評価されるといふのでは決してなく、「七〇〇万の国民」はまさに「七〇〇万の国民」なればこそ、「七〇〇〇万の国民」の「果たしえない義務を負い」、「後者のそれとは違った文化的課題を有している」のだが、しかし「七〇〇〇万の国民」は、好むと好まざるとにかかわらず、外に向かつて内に向かつて、みずからを「権力国家」(die Machtstaat)として組織せざるをえない（「二つの律法のあいだ」一九一六年二月。Ebd., S.95. 同上二六一ページ）。さもないと、他の列強がその強国たることを運命づけられた国を放置しておいてはくれないのである。

そのいい例がオーストリア＝ハンガリー帝国だと、ウェーバーは言う。「オーストリアはあらゆる大国の中でも最も膨脹欲のない国であった。だからこそ——容易に見過ごされることだが——この国は最も危険な国だったのである。」(Ebd., S.96. 同上二六三ページ)

大体、ヨーロッパのど真ん中に位置する大国民が、われわれは膨脹欲など野心のひとつかけらもない国民だなどと、内外に請け合つてみたところで、そんなことが国際社会の中で通用するわけがない。そもそもかれらの存在、自体が他の列強にとっては邪魔なのだからである（「ヨーロッパ列強の間のドイツ」Ebd., S.163. 同上二七八ページ）。それなら、おたくは民族構成も複雑なことですから、いっそのこと解体なさつてはいかがですかということ、この国は勢力

拡大に余念のない列強の食欲をそそり立て、また、然るべき大国の後ろだてを得た野心的で好戦的な小民族——昔は栄光ある大民族だったとかれらは主張するだろう——に乗ずる隙を与えるのが落ちである。だからオーストリアは、その国自身にとっては何もむろんのこと、ドイツのような同盟国にとっても剣呑な国なのだ、とウエーバーは言うのである（だからまたヒトラーのような異常に権力本能の発達したデクラッセは、早々と母国オーストリアに見切りをつけ、ミュンヘンに紛れ込んだのである）。

ウエーバーによれば、ドイツが第一次大戦を戦わざるをえなかったのは、なによりもまずこのオーストリアⅡハングリー帝国の崩壊を食い止め、その累がドイツに及ぶのを阻止するためであった。「わが国は、オーストリアの崩壊をその最後の瞬間で食い止めるか、さもなければ崩壊するにまかせて数年後にはわれわれ自身もむざむざやられてしまうか、このどちらかを選択するしかなかったのである。」（二つの律法のあいだ」Ebd. s.96c. 同上二六三ページ）

こういう次第であるから、ウエーバーに言わせると、歴史的に強国の地位を与えられた国、もしくは強国に成り上がった国は、列強の「世界政策」の時代には、その実力に見合い、国際関係の許容する範囲内において、みずからもまた時機を失することなく「世界政策」を大胆かつ細心に推し進めることが、当国にとってはむろんのこと、世界の安定のためには、いや、すくなくとも世界の不安定要因を慎重に除去するためには、むしろ得策なのである。

ところがウエーバーの見るところでは、ドイツ第二帝国は、その成立いらい、その点で重大な失策を犯してきた。ビスマルクが時機を捉えた海外進出に興味を示さなかつたばかりか、普仏戦争に敗れアルザス・ロレーヌをドイツに取られたフランスの対独復讐心をそらせたい一心で、フランスの関心を植民地獲得の方向に向かわせることに専念し、ドイツが列強の海外市場獲得競争の埒外にあることを却ってよしとしたからである。

「一八七〇年以降、ビスマルクがわが国の命運にかかわることとして是非とも計算に入れておかなくてはならない

と考えたことは、フランス人の復讐心であった。・・・ビスマルクは当時他の方法がないままにフランスの孤立化政策を採り始めていたのだが、かれ自身、その政策をいつまでも続けることは不可能と考えていたにちがいない。同時にかれば、フランス人を植民地獲得に向かわせるといふ周知の試みをやったが、それは、わが国がこの方面におけるフランス人の行動を二心なく誠実に支援してやるなら、やがてついにかれらもヨーロッパ大陸におけるドイツとの対立を忘れてくれるだろう、との思惑があったからである。〔ビスマルクの外交政策と現代〕一九一五年二月。Ebd.: S.77. 同上（三三ページ）

だがこの政策は、とウェーバーはつづけている、「大陸政策としては完全に理解できるものだが、しかし世界政策としては若干の由々しい結果をもたらさないわけにはいかなかった」というのも、フランスをはじめヨーロッパ諸国は、この大陸へのドイツの対外政策の自己限定というビスマルクのやり口に慣れてしまい、それを奇貨として、「勢力圏分割の問題で、わが国の存在を無造作に無視する」挙に出たからである（Ebd. 同上）。

もちろんドイツは、ビスマルク退陣後、「世界政策」の分野における自国の著しい立ち後れに気づき、「大騒ぎをして後れを取り戻すのにやつきとなった」が、それは「世界中の不信を呼び起こさないわけにはいかなかった」（Ebd.: S.76. 同上（三三ページ））。他の列強にしてみれば、もともと遠い海の彼方の問題は、ビスマルクらしいドイツには無関係なことだったはずで、それをいままさらそんなことに口出ししようたって、そうは問屋がおろさんぞ、というわけである（Ebd.: S.78. 同上（三三ページ））。

かくして、とウェーバーは言うのだが、「ギブ・アンド・テイク」といふ冷静な立場は排除されてしまった」（Ebd.: S.77f. 同上。強調は引用者）。

以上、要するに、ウェーバーは、強国としての運命を与えられた国が、「世界政策」の時代にはその時代にふさわ

しく——「世界政策」の時代が去れば話はまた違ってくる。これはウエーバーからすれば当然のことである——、みずからもまた時機を失うことなく果敢に、だが「目測」(Augenmaß)をあやまつことなく(「職業としての政治」終結部分参照)、「世界政策」に打って出ることがいかに大切か、と言いたいわけである。

しかもかれの見るところでは、ドイツにそのチャンスがなかったわけではない。

ビスマルク政治の最盛期である一八七〇年代には、植民地帝国としてのイギリスの地位はもはや動かしがたいにせよ、「フランスの海外進出はなお微々たるもの」であり、その海軍力もさほどの規模に達しておらず、この時期なら、ドイツも、フランスに伍して、フランス並に海軍力を増強し、植民地獲得競争に乗り出せたはずだからである(ebd., S.76. 同上二三〇ページ)。

「いずれにせよ」——とウエーバーは最後に締めくくっている——「ドイツがもつと早く、もつと強力に植民地政策を進めていたなら」、ドイツと他の列強間の「『ギブ・アンド・テイク』の冷静な立場」の成立はもつと容易になり、その結果、「おそらくフランスとの戦争の危険はむしろ増大しなかつただろう。」(Ebd., S.78. 同上二三二ページ。強調は引用者)

このウエーバーの事実判断が当時の国際情況に照らしてどのように評価されるものであるにせよ、そのコンセプトないし着眼は、政治を道徳主義的ではなく「可能なものの現実的追求」として捉えようとする者にとつては(「職業としての政治」末尾を参照)、一考に値しよう。

なお、ここでウエーバーの重視したバランス・オブ・パワーの観点が国際秩序の安定のためにはいかに重要なものかを、ドイツ現代史の史実に照らして確認しておくのも、無駄ではないだろう。

人がワイマル共和国史を繕いて異様に思うことがいくつもあるが、その中でも最大のものの一つは、この共和国

が当初から各種の私兵集団ないし準軍事組織の跳梁を許したという事実だろう。ナチスの「突撃隊」(Sturmabteilungen, SA) 然り、国家国民党 (Deutschnationale Volkspartei) 系の「鉄兜団」(Stahlhelm) やその他の右翼系の準軍事組織然り、社会民主党系の「国旗団」(Reichsbanner "Schwarz-Rot-Gold") や「鋼鉄戦線」(Eisene Front) なんかんづく「防衛隊」(Schutzformation, Schutzf) 然り、共産党の「赤色戦線戦闘者同盟」(Roter Frontkämpferbund) (以下「赤色戦線」と略称) 然り、である(だが、この事実の異様さを明確にそれとして指摘するドイツ現代史家が、ハーゲン・シュルツェらの少数の例外を除いて極めて少ないのは——わが国にいたっては皆無である——、それ自体異様なことといわねばならぬ)。

つまり、ワイマル共和国はその当初から、「正統な物理的暴力行使の実効的独占」を欠くことによって、ウェーバー的観点からは、そもそも近代「国家」の体をなしてはいなかったのである(『職業としての政治』冒頭を参照)。

それでは、なぜこうした異常な事態になったかという点、それは——いま、ドイツの第一次大戦敗北、「革命」の結果としての帝国軍隊の解体、共和国軍隊の創設をめぐる複雑で問題の多いプロセスを一切度外視していえば——結局、ヴェルサイユ条約によって、新生のワイマル共和国が「国防軍」(Reichswehr)の兵力を一〇万人に抑えられたからである (vgl. E. R. Huber, DVfG 6, S. 579ff.)。

だが、周知のようにワイマル共和国は、成立の当初から、とりわけ東部国境地域におけるポーランドとの紛争をかかえ、国内的にもスパルタクス蜂起やカップ・プッチュを始めたとする左右の一揆に脅かされてきた。この共和国の内外の敵に対処するため、ドイツ国防軍はその兵力不足を「義勇軍」(Freikorps) その他の住民の自発的戦闘集団によって補おうとしたのだが、これは国家的秩序維持の観点からはきわめて危険なやり方であった。

もちろん共和国が少し安定してくると、戦勝国側の圧力もあって、「義勇軍」その他の住民の武闘組織は解散させ

られるが、しかし、正業に就くことのできない、またその気のない「義勇軍」等の「兵士」たちは、結局、ナチスの「突撃隊」や右翼系の「鉄兜団」に流れて行き、共産党もまた「赤色戦線」にそうした無頼の徒をリクルートし、とくに一九二〇年から二三年にかけて、ルールやザクセンで一揆を多発させる。

そのうえ、とくに東部国境地域では依然として対ポーランド紛争が絶えないため、非正規の住民武闘組織が国防軍によって「闇の国防軍」(Schwarze Reichswehr) として温存された場合が少なくなく、しかもこの状況は、「突撃隊」の非公式な認知と勢力拡大のため、ナチスによって最大限利用される(Hagen Schulze, Weimar, Siedler Verlag, 1982, S.116)。

ワイマル末期になって、ナチスがライヒならびに各州の議会の内外で驚異的擡頭を遂げるようになると、社会民主党も「鋼鉄戦線」や「防衛隊」を作って「突撃隊」や「赤色戦線」——共産党もナチスの勢いには及ぶべくもないう得票数を急伸させる——に対抗するようになるが、相対的に平和主義的色彩のつよい社会民主党系のこれらの組織でも、すくなくともピストルや小銃、機関銃で武装していたといわれるし(Haintz・ヘーネ「ヒトラー 独裁への道」前掲一四ページ以下)、ヘルマン・ゲーリンク率いるナチスの「突撃隊ミュンヘン連隊」にいたっては、「砲兵中隊、騎兵小隊、歩兵部隊という国防軍並の編成をもつ武闘組織」だったという(同一四七ページ)。

それに、これらの準軍事組織ないし私兵集団は、いざという時には、軍・警察の武器庫を襲うことによって、いつでも重武装することが可能であった。こうした状態がいかに危険に満ちたものであるかは、現在世界の各地に頻発する地域紛争、そこでのゲリラ集団間の抗争を見聞しているわれわれには、まざまざと想い浮かべることができよう。

が、それはともかく、ワイマル末期になってナチス「突撃隊」の蛮行が目にも余るようになり、また「突撃隊」と

「赤色戦線」との衝突が文字どおり内戦状態の様相を呈するようになると、当然、「突撃隊」禁止と内戦の鎮圧とが各方面から要請されるようになる。しかし、一九三二年秋から冬にかけての決定的な時期に（ヒトラーの首相就任は翌一月三〇日）、国防軍は「突撃隊」と「赤色戦線」とを敵に回してもとても太刀打ちできないという理由で、「突撃隊」禁止は見送られてしまう（Huber, DVfG7, S.1156f. Schulze, a.a.O., S.390f.）。

その見送りを決定した国防軍最高指導者のクルト・フォン・シュライヒャー（当時パーベン内閣の国防相）や共和国元首ヒンデンブルク大統領の思惑と責任とがいかなるものであれ（先引のフーバーやシュルツェはそれについてかなり手厳しい評価を下している）、しかし、かれらが「太刀打ちできない」と判断した根拠もそれなりにはあつたわけで、当時「突撃隊」の「兵力」が七〇万近くに達し（Huber, DVfG6, S.291）、共産党の「赤色戦線」が自称一五万に達していた（*ibid.*: S.265）といわれるから、これらの八〇万から九〇万、場合によっては一〇〇万近くの「兵力」を——場合によっては「鉄兜団」や統制に服さない社会民主党系の「防衛隊」もゲームに加わってくる可能性がある——、わずか一〇万の国防軍ではとても鎮圧できないというのが、シュライヒャーが部下に作成させた内戦鎮圧のための「机上作戦計画」の結論であつた（Huber, DVfG7, S.1156f. Schulze, a.a.O., S.390f.）。

ここから、一国の防衛と治安維持とを、たとい部分的であるにせよ、民兵やゲリラ組織に依存することがいかに危険なことか、軍紀正しい正規軍の存在が——だからウェーバーのいう「正統な物理的暴力行使」の、「国家独占」が——いかに重要なものか、しかも、その正規軍が規模、質ともにその国の広さと人口、国民の活力に見合ったものであることがいかに必要であるかが、手に取るように窺えようというものである。

ヴェルサイユ条約を有無を言わずにドイツに呑み込ませた連合国側は、ドイツ国防軍の兵力を一〇万に制限したことよつて、ワイマル共和国の治安を当初からはなはだ不安定なものとし、あげくのはてはナチスの政権奪取

の実力的基礎を培わせる決定的な一因を作り出したことになる。

戦勝国側はドイツを軍事的に二度と立ちあげられないようにしてやろうと考えて、そんな制限を課したのだが——「ワイマル連合」の第一党たるドイツ社会民主党も、その不毛な「反軍国主義的」「平和主義的」観点から、その制限をむしろ是認していたふしがある——、国際的な平和を何とか維持するためには、かつてメッテルニヒのウィーン体制がそうであったように、よく考え抜かれたバランス・オブ・パワーの観点が肝要だという、何世紀らしい国際政治の知恵が忘れられた結果、ナチスの政権奪取、第二次大戦の勃発という思わざる結果を招いてしまったのである。

四 「自然法的公理主義」批判

それではウェーバーは、国内政治の領域では、どんな基本的アプローチの方法を採ったのだろうか。たとえばこれは、後に見るように、ドイツの国家形態として「議會制的君主制」を望ましいと考えているのだが、そうしたかれの選択を導く主導的観点は何だったのだろうか。

さて、この問題を検討するにあたっても指針とすべきものは、やはり「国民の利益と課題」とは「一切の感情」、「政治形態の如何に関する一切の問題」に優先するという、「ドイツ将来の国家形態」におけるかれの立場の闡明である。

この立場は、なんらかの国家形態を、それが例えばどれほど「民主的」なものであったとしても、ドイツにとつ

て「自然法的」に与えられたものとして受容するような態度を、方法的に拒否するものである。

たとえば、第二次大戦後の「日本国憲法」は、その「前文」において「国民主権」の原理を「人類普遍の原理」と見なしてこれに「基く」ことを闡明し、「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と謳っているが（一九四九年五月二三日公布の「ドイツ連邦共和国基本法」の「前文」には、さすがにそうした原理の表明は見られない）、こうした見解はウェーバーの観点とは認識論的に相容れない。「日本国憲法」は民主主義の「自然法的」正統化の原理に立脚しているが、後述するように、ウェーバーは、ドイツの第一次大戦敗北、革命によって「帝制」が崩壊し、「歴史的な正統性」が失われ、もはやそれが全く使い物にならなくなってしまった時点を除いて（ドイツ将来の国家形態）。MWG I/16, S.103.『政治論集』四九八ページ）、「自然法的」正統化の原理をみずからのものとして採用することを拒否したからである。

そこでまず、ウェーバーの（近代）「自然法」にたいする態度を、当面必要なぎりにおいて簡単に見ておくこととしよう。

ウェーバーは、『経済と社会』の中のいわゆる「法社会学」において、「自然法」を一般的につきのように定義している。

『「自然法」は、あらゆる実定法から独立した、あらゆる実定法に優越して妥当する、諸規範の総体である。』

「これらの自然法的諸規範は、その權威を人為的な法定立から受け取るのではなく、逆に人為的法定立に先行して、その拘束力を正統化するものである。換言すれば、自然法的諸規範は、正統な立法者の法制定行為にもとづくがゆえに正統なのではなく、それ自身の純内在的な性質に即して正統なのである。」（MWG, S. Aufl., S.497. 世良訳『法社会学』四八六ページ）

それではこの、あらゆる「実定法」を正統化する根源的な正統性を「自然法」に賦与するところの、「それ自身の純内在的な性質」(rein immanente Qualität)とは、一体なんであろうか。

それは、「近代自然法」の場合、「自然」と「理性」とにほかならない(ここでは問題を錯綜させないため、近代自然法以外の自然法は一切考察の対象外とする)。

ウェーバーは述べている。

「自然法的に見て何が正統であるかを判断する実質的な基準は、『自然』と『理性』とである。この両者は……相互に一致すると見なされる。人間『理性』による認識は『事物の自然』……と一致すると見なされる。妥当すべきもの(das Geltensollende)が、平均的には現実にとどるに存在するものと(mit dem faktisch im Durchschnitt überall Seiende)一致するものと、見なされるのである。」(Ebd., S. 498f. 同上四九〇ページ)

「法的ないし倫理的諸概念の論理的加工によって得られた諸規範は、『自然法則』と同じ意味で普遍的拘束力を有する諸規則であって、それは『神ですらこれを変更することができず』、だからまた、いかなる法秩序も、これにたいして反抗することの許されないものである。」(Ebd., S. 499. 同上)

周知のように、こうした「自然」と「理性」とへの、そして両者の同一性への手放しの信頼は、近代の「啓蒙的合理主義」の所産であった。だからウェーバーも述べている。「自然法的公理」(das naturrechtliche Axiom)を前提とした法理構成は——たとえば「革命の子」としての「フランス民法典」がそうだが——「いまやようやく、ベンサム理念にしたがって、一切の歴史的『偏見』から自由な法律が純粹合理的に作られるようになったのだ」とする「主権者意識の表現」であった、と(Ebd., S. 496. 同上四八二ページ)。

だが、いくら「自然」と「理性」とが「一致する」と見なされたとしても、「妥当すべきもの」と「存在するもの」

との違いは残る。だから「自然法」論者によって両者が一致すると立言される場合にも、その「存在するもの」には「平均的に」存在するものという限定詞がおのずから付けられざるをえない。それゆえ「理性」は、「自然法的公理」にもとづく法理構成においては、あくまでも本来「要請」にとどまるのである。「法命題の内容を規定する一定の諸公理は、ここでは客観的な法規則の形式を取らずに、要請の宣言という形を取って（in postlarartige Spruchformen）打ち出されており、法が真に正統化されるのは、法がこれらの諸要請（Jenen Postulaten）に反しない限りでのみだ、と主張されるのである。」（Ebd. 同上四八三ページ）

さて、こうした「自然法的公理主義」（die naturrechtliche Axiomatik）——「自然法的公理」を大前提に法理構成を行なう法の考え方——が、ウェーバーの一般的な認識論的立場である「脱魔術化」論の帰結と相容れないことは、明らかだろう。かれの「脱魔術化」論は啓蒙主義的合理主義をも含めた近代のインテレクチュアリズムの固有の限界を別決したものであり、その結論は、「究極の意味」や「価値」、「世界観」、「要請」の問題は、人間の知性によって客観的にその正当性ないし妥当性を証明することができない、というものであった（拙著「知と意味の位相——ウェーバー思想世界への序論」第一章・第五章参照）。いま、右の「法社会学」の中に出てきた「要請」について関説すれば、カントの「実践理性の要請」としての「神の存在」といった言葉の使い方を見ても分かるように、「要請」とはそれ自体は論証不可能な「超越的」なものである。だからまたそれは、カントも明確に意識していたように、「信仰」に属する事柄なのである（周知のように、かれの『純粹理性批判』の課題は「信仰にその所を得させるために理性に限界を設ける」ことであった。前掲拙著第二章・第三章参照）。ウェーバーが右の文章で「自然法的諸公理」が「要請の宣言」という形を取って打ち出されていると言う場合、その「要請」という言葉がこのカント的な意味で使われていることはいままでもない。

ここではこの問題にこれ以上立ち入ることはできないが、ウェーバーのこの「脱魔術化」論の帰結を多少とも明瞭に想い浮かべるためには、さしあたって「客観性」論文の有名な命題を想起すればよいだろう。それは以下の三つであった。①「われわれはこの世界の出来事をどれだけ限なく究明したとしても、それに照らしてその出来事の意味を解くことができない。」②「およそ世界観というものは、進歩を遂げる経験的知識の産物では決してありえない。」③「それゆえ、われわれがどれほど高遠な理想をいだき、その正しさを信じて疑わないとしても、われわれにとつてその理想が尊いように、他人にとつてはまた別の理想が尊いのであるから、その理想は他の様々な理想との戦いをつうじてのみ実現されるのである。」〔社会科学および社会政策の認識の「客観性」一九〇四年。WL. 3.Aufl. S.154. 青木書店版『現代社会学体系』五「ウェーバー ウェーバー社会学論集」一二ページ〕

それゆえ、たとえば「自然法的」信念に立脚する民主主義が特定の個人・集団・国民にとつてどれほど「尊い理想」であったとしても、それを「人類普遍の原理」などとして他の個人・集団・国民に押し付けることはできない。大体、その「自然法的公理主義」の前提する「ベンサム理念」、つまり、人は「あらゆる歴史的『偏見』から解放された法律を純粹合理的に作成しうるのだ」とする確信そのものが、人間性に内在する固有の限界をわきまえない不遜な見解なのである（ということ、ウェーバー自身も「偏見」という言葉にわざわざ引用符を付けることによつて示唆している）。

その点は、一七世紀初頭のイギリスで「権利の請願」の提出（二六二八年）に大きな役割を果たしたエドワード・クック（一五五二—一六三四年）のつとに警告するところであった。かれは「だれも」——個人であれ、ある特定の時代の全個人であれ——「自分が法よりも賢いと考へてはならぬ」と述べた。この場合の「法」はむろんイギリスの「コモンロー」を指す。「コモンロー」は、何百年間のイギリスの歴史の中で無数のすぐれた知性を瀆過し、何世代

もの人間の無数の経験によって検証されて、おのずと結晶してきた「現実化された理性」であって、それは、どれほどすぐれた知性の持ち主ないし持ち主たちであつたとしても、個人はもとより、特定の世代の全個人よりも「はるかに賢い」のだ、とクツクは言うのである（マルティン・クリーレ『平和・自由・正義——国家学入門』御茶の水書房、一九八九年、初宿正典ほか訳、二二二ページ）。

のちにエドモンド・バークも、この精神にそつて、フランス革命時代の「啓蒙主義的合理主義」や「自然法的合理主義」の専制を批判して、それらに「伝統」を対置したのである（たとえば中央公論社版『世界の名著 34 バーク、マルサス』、バーク「フランス革命についての省察」、九〇ページ以下、一一〇ページ以下を参照。なおバークの「保守主義」については、西部邁『思想の英雄たち』文藝春秋社、一九九六年、二三ページ以下のバーク論が簡にして要を得た説明を行なっている）。

ウェーバーもまた「法社会学」の後段で「自然法的公理主義」にたいして、かれらとはまた違った観点からではあるが、結論的には同様のスタンスをとっている。かれは、以下に見るように、かれの生きた一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて「自然法的公理主義」の崩壊が進行した理由を、法学というディスツイプリン内部の固有の事情のほかに、一般的には「脱魔術化」という近代知性の自己発展の論理的帰結に求めたうえ、たかだか百年か二百年の間の人間理性の考え出した諸公理は、それがそのものとしてどれほど精妙な悟性の抽象作用の結果であるにせよ、所詮は「歴史」や「伝統」に太刀打ちできない、としているのである。ウェーバーがフライブルク大学教授就任講演で「われわれドイツ歴史学派の門弟」と自称したのは、ゆえなきことではな（MWG I/4, 2 Halbb., S. 502. 『政治論集』五三ページ）。

「自然法的公理主義は今日大きく信用を失ってしまった。」「それは」——ここでは触れる必要のない他の様々な事情にもとづくほかに——「そもそもあらゆる超法律的諸公理一般が、一つには、法学的合理主義そのものの発展

の論理的帰結として、また一つには、一般に現代の先知主義が突きつける懐疑的な批判に耐えきれずに、崩壊と相対化との一途をたどった結果でもあった。」(WdG, S. Aufl., S. 502. 『法社会学』五〇一ページ)

ここにいう「現代の先知主義が突きつける懐疑的な批判」というのは、ウェーバーの「脱魔術化」論の帰結を承知しているわれわれにはすでに明らかのように、「知」によって「意味」、「価値」、「要請」——「超法律学的」諸公理というのには「要請」である——を学問内在的に根拠づけることはできない、という「批判」である。

さて「いずれにしても」——とウェーバーはつづけている——「自然法的諸公理は、法の基礎を支えるだけの力を失った。およそ法規範の淵源を、一方では「たとえばシナイ山上のモーセが受けたとされるような」歴史上実際には生じた宗教的啓示 (die positive religiöse Offenbartheit) に求める確固不拔の信仰 (die handfeste Glaube)、他方では太古からの伝統の神聖不可侵性に求める牢固たる信仰 (die handfeste Glaube)、こうした具象的で鞏固な信仰 (die handfeste Glaube) とくらべるなら、「理性の」抽象「能力」によって得られた諸規範は、どれほど説得力のあるものでも、法の基礎を支える機能を果たすためには、その出来があまりにも繊弱すぎるのである (zu subtil geartet)。」(Ebd., 同上五〇一ページ以下。〔内は引用者〕)

以上のような次第で、ウェーバーの「国家理性」の観点は、なんらかの特定の国家形態を「自然法的」に基礎づける「自然法的公理主義」の立場とは相容れない。かれは、いずれ稿を改めて詳論するように、実際には若い時から一貫して「国民的民主制」論者であったが(たとえば一八九六年の発言「国民的社会的な政党の結成によせて」を見よ。GPS, 3. Aufl., S. 28. 『政治論集』六六ページ)、しかし、「自然法的公理主義」の立場の採用は、意識的方法的にこれを拒否した。

この点では、ウェーバーの友人であったゲオルク・イエリネクも同様であった。かれもまた、有名な『一般国家

学』において、一国の「国制」(Verfassung)が「何らかの抽象的な立憲主義的自然法理念」に従って(nach irgendwelchen abstrakten konstitutionellen Naturrechtsideen)決定され解釈されるのではなく、その国自身の「国内的、歴史的な発展」に従って(nach ihrer inneren historischen Entwicklung)決定され解釈されるべきだとしているのである(Georg Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., Darmstadt 1960, S. 531. 邦訳学陽書房版『一般国家学』四二六ページ)。

それではウェーバーは、内政問題、とりわけドイツの国家形態を考えるにあたって、どんな接近方法を探ったのであろうか。それは、結論から先にいうと、さしあたり一種の「政治的機能主義」の立場と違ってよいだろう。

五 政治的機能主義

ウェーバーは、一九一七年七月一六日に、ハンス・エーレンベルクに宛ててつぎのように書いた。「国家形態など、わたしにとってはどちらでもよいことです。・・・国家形態は、わたしに言わせれば、他のあらゆる機械と同様に技術なのです。わたしは君主が政治家であるか、あるいは政治家に成る見込みがあれば、まったく同じようにして、議会に反対し、君主の側に立って闘うのですが。云々」(GPS, I. Aufl., S. 469f. 『政治論集』六四二ページ。この手紙の日付はマリアンネ夫人の編集したこの『政治論集』初版の原文および邦訳では共に一九一七年四月一六日となっているが、W. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, S. 422, Anm. 20. 邦訳未来社版『マックス・ウェーバーとドイツ政治 一八九〇—一九二〇年』二七三二ページの考証にしたがって、上記のようにした。)

つまり、ウェーバーは国家形態の問題などたんなる「技術」の問題にすぎないと述べているのだが、これは、か

れがたとえば「国家形態」の問題にたいして「政治的機能主義」の立場に立つことをみずから表明したものにはかからない。その点は、かれが一九一七—一九一八年に『ロゴス』誌に発表したいわゆる *Wertfreiheit* 論文では、さらに明確に表明されている。「たとえば国家の権力的利害を究極目標と考える人がいた場合——ウエーバーがまさにそうである「引用者」——、かれはその目標を追求するにあたって、情況しだいで、ある時には、たとえば絶対主義的な国家体制を（相対的に）より適合的な手段と見なすだろうし、またある時には、急進・民主主義的な国家体制をそう考えるにちがいない。そして、かれが手段としての目的遂行装置の評価をそのように変えたからといって、その変化をかれの『究極の』立場の変更と見なすのは、ばかばかしいの一語につきよう。」(WL. 3. Aufl. S. 12. 河出書房新社版『世界の大思想』ウエーバー 社会科学論集』三三五ページ)

にもかかわらずヴォルフガング・モムゼンは、このウエーバーの政治的機能主義の中にかれの政治思想ないし政治論の限界を見る。

かれのウエーバー研究を支える全「問題関心」は、第一節にも触れたことだが、「現代ドイツ史上の一大破局、とりわけ国民社会主義の興隆とその支配とに批判的に対決すること、そして強力で安定したドイツ民主主義の精神的・道徳的基礎を確立すること」にあり (Mommser, a. a. O. S. XI. 前掲邦訳一九ページ)、その観点から「ナチスの前史」をなす「最近のドイツ」、ならびにその「一部をなす」かぎりでのウエーバーの事蹟を、「批判的に審判する」ことにある (前掲邦訳「日本語版へのまえがき」、同ページ)。

ここからも窺えるように、モムゼンは、ドイツ国民がナチスの政権奪取を許したのは、そもそもドイツ国民の間に「自然法的民主主義」がしっかり定着していなかったからであり(「強力で安定した民主主義の精神的・道徳的基礎」とは要するに民主主義の「自然法的根拠づけ」ということにほかならない)、その点で民主主義をともしれば機

能主義的に捉える傾向のあったドイツの知識人、とりわけ「民主主義の純粹に機能主義的解釈」を徹底させ、民主主義への「価値合理的」コミットメントを拒否したウェーバーの精神的責任は大きい（*ibid.*, S.XII und S.42. 前掲邦訳I一〇ページ、同II七〇六ページ）、と考えているのである。こうした「批判的審判」への「道徳的課題」意識（前記「日本語版へのまえがき」参照）が、かれの一連のウェーバー研究（というよりも批判）のライトモチーフをなす。

だが筆者の見るところでは、そうした「道徳的課題」意識は不毛であり——「政治」に安易に「道徳」を持ち込むな、というのが「職業としての政治」におけるウェーバーの結論であった——、ウェーバー研究のみならずナチズム研究に当初からイデオロギー的バイアスを与えるものである。およそ「自然法的民主主義」ないし民主主義の「自然法的」根拠づけが一種の国民的意識の形態をとるにいたったのは、これまた稿を改めて論ずるように、歴史的地政学的にいつて、実は「歴史」を欠くアメリカ合衆国においてのみである。それゆえモムゼンのように、ドイツ人がナチスの擡頭を許したのは、かれらの間に「自然法的民主主義」が未定着だったからだというのは、要するにドイツ人はアメリカ人ではなかったからヒトラーに権力を奪われたのだと言うに等しい。こんなアブローチの仕方をしていたのでは、ザハリヒなナチズム研究は一步も進まないだろう。大体、ワイマル共和国は、その「民主主義」に「自然法的」根拠づけを欠こうと欠くまいと、先にも見たように（第三節末尾）、「物理的暴力行使の国家独占」を欠くことよって、そもそもはじめから「国家」の体をなしてはいなかったのである。

さて、モムゼンのことはともかく、いずれにしてもウェーバーは政治的機能主義の立場を採った。だが、いうまでもなくそれは、何らかの特定のイデオロギーや主義主張にとらわれることなく、「国民の利益と課題」とを所与の条件のもとで最適に追求し最適に解決するためである。本章の第一節初めに紹介した「ドイツ将来の国家形態」（一九一八年二月／二月）のあの言葉は、まさにこの関連で語られていたものであった。「国民の利益と課題とは、わ

れわれのあらゆる感情に一切優先する。同様にまたそれはおよそ政治形態に関するあらゆる問題に一切優先する。だが、どんな政治形態を作り上げるかの問題も、われわれにとつてはさしあたり純客観的な国家技術の問題であつて、感情の問題ではない。」(MWG I/16, S.99f. 『政治論集』四九五ページ)

この「あらゆる感情」(alle Gefühlen) とか「感情の問題」(eine Gefühlsangelegenheit) とか言われる場合には、たんなる Fühlen や Empfindung だけでなく、gefühlsmäßig な Meinung、だからいわゆる「主義主張」も含まれているだろう (vgl. Duden's Das grosse Wörterbuch der deutschen Sprache in 6 Bänden, Bd.3, S.965)。

一九一七年九月に書かれた「ドイツの宰相危機の教訓」にもつぎのようにある。「国家構造は、もっぱら国民が当面している客観的な世界政策のおよび文化政策的課題に合わせて作られなければならない。」(MWG I/15, S.303. 『政治論集』二一九ページ)

そうした観点からすると、「政治的機能主義」といっても、国家構造や国家形態、政治形態を決めるにあたって、選択肢はそういくつもあるわけではない。いや、「政治的機能主義」なるものが「国民的」課題解決のための最適解を見いだすためにこそ要請されるものである以上、それがたんなる「情況主義」に流れたり、非合理的な「決断主義」に跳躍したりするわけがない(モムゼンは一般にウエーバーの生にたいする態度を「決断主義的責任倫理」の立場と特徴づけているが、私見によれば、ウエーバーは「責任倫理」の立場に立って「決断」もするが、断じて決断「主義的」などではない。この点については前掲拙著第六章第四節参照)。むしろ逆に「最適解」を見いだすための「政治的機能主義」なればこそ、「選択」は冷静かつ厳格になされねばならないのである。ウエーバーも「新秩序ドイツの議会と政府」(一九一八年五月)でつぎのように述べている。

「本論文は国家意思形成の技術を扱う。この単純な問題については、その形態にそう幾通りも多くの選択肢がある

わけではなく、わが国が大衆国家である以上は、ある限られた数の選択肢しかない。実際の物の考え方を、政治家にとっては、この限られた数の形式のうち、どれが自国のために合目的かというザハリヒな問いがあるだけであって、これは、その時々々の国民の政治的課題の如何にに応じて答えられねばならない問題である。」(MWGI/15, S.434f.『政治論集』三三六ページ)

それでは、ウェーバーはどんな選択をしたのか。一九一七年九月の「ドイツの宰相危機の教訓」はいう。「われわれは、おそらくなお長期にわたる防衛戦争を覚悟せねばならなかったこの時にあたり、国民の統一を維持するための不可欠の手段として、人がドイツの政治制度の『民主化』と呼ぶところのものを要求する。だが、同時にわれわれは、政治指導における統一性を保障するものとして、また過去における対ドイツ同盟の形成に一役買ったあの失敗を二度と繰り返さぬための保障として、議会主義化を要求する。」(Ebd.: S.302. 同上二二八ページ)つまり、ウェーバーは戦勝と戦後ドイツの再建とを——かれは「平和がもたらす敵しい春」を予想していた（ドイツにおける選挙法と民主主義）一九一七年二月。Ebd.: S.351. 同上二六七ページ）——可能にする国家形態として「議会制的民主制」を要求したのであった（かれがこの「民主化」と「議会主義化」とをなぜ必要と考え、その内容をどう考えたかに関する立ち入った検討は、別稿で行なう予定である）。むしろ、事態が敗戦へと暗転したあとでも、その点は変わらない。

しかも、かれの場合、その民主主義は「社会的民主主義」(die soziale Demokratie)をも包摂するものであった。以下の二つの文章はそれを示している（なお、この「社会的民主主義」は社会「的」民主主義であって、「社会民主主義」(die Sozialdemokratie)ではない。後者は当時の理解では「社会主義」を意味するが、ウェーバーはこれを拒否した）。

「われわれは……さらに労働者が労働条件の集团的協定に対等の権利をもって参加することに賛成する。だから

また、この目的の達成のために、参加を目指す統制の取れた闘争の中で労働者組織が強化されることを肯定する。われわれは、仲間意識と、これを土台に伸び育つ階級的名譽観とを、それ自体一個の文化価値だと考える。」(一九二一年一月二五日のいわゆる「社会政策回状」、『政治論集』一一五ページ)

「いやしくも国民皆兵の軍隊に名譽心を植えつけ、かれらを同志愛の精神で教育しようと考える国家が片時も忘れてならないことは、およそ平時においても、労働者たちの日常的な経済闘争で發揮される名譽と同志愛との感情こそが大衆教育の唯一決定的な倫理的諸力の源泉になるということであり、したがってまたわれわれは労働者たちのその精神に自由な活動の余地を与えねばならぬということである。そして、ほかならぬこのことこそが、純政治的観点からするなら、好むと好まざるとにかかわらず、この先も長く続くと予想される資本主義の時代にあつて、『社会的民主主義』なるものが持つ意味なのである。」(MWG I/15, S. 448. 同上三四八ページ)

にもかかわらずウェーバーは、「国家理性」とそれが要請する「政治的機能主義」との観点からして、ドイツの国家形態として「君主制」を支持した。ただしかれの場合には、その「君主制」はいまでもなく「議會制的君主制」である。

「ドイツ将来の国家形態」では、「国民の利益と課題」とが他の一切の考慮に優先するというこれまでもしばしば引用した箇所へすぐ引きつづいて、まさにその観点からするなら、としてつぎのように述べられる。「われわれの多くの者、だからまたこの小論の筆者にとつて、しっかりとした議會制的君主制は、技術的に見て最も適応能力があり、その意味で最も強力な国家形態であつたし、いまでもそうである。われわれの求める断固とした社会的民主化は、これによつてまったく損なわれることがないし、また妨害されるわけでもない。」(MWG I/16, S. 99f. 同上四九五ページ以下)

ウェーバーがここで「であったし、いまでもそうである」と述べているのは、この時点ではすでに帝制が崩壊して、かれがドイツ将来の国家形態としては「共和制」を選択せざるをえなくなっているからである。実際かれはこの論文では「共和制」を前提した敗戦ドイツの国家再建策を提言しているのだが、しかし、もしこの期に及んでもなお「選択」が許されるとすれば、いまでも自分は文句なく「議會制的君主制」を選択する、なぜなら、それはドイツにとって最適の国家形態だと信ずるからである——と、このようにウェーバーは述べているわけである。

だが、なぜそうなのであるのか。その点を理解するためには、歴史と伝統、ドイツの置かれた地政学的条件を考慮に入れなければならない。「であったし、いまでもそうである」というウェーバーの立言は、まさにそのことを要請している。稿を改めてその問題を考察することとしよう。